

捨印

「有料」の記載例です、「無料」「特別の法人無料」の場合は抹消位置が異なります

有 料 職 業 紹 介 事 業 許 可 証 再 交 付 中 請 書
 職 業 紹 介 事 業 许 可 証 变 更 届 出 書
 職業紹介事業変更届出書及び有料・無料職業紹介事業許可証書換中請書
 有料・無料・特別の法人無料職業紹介事業取扱職種範囲等届出書
 特 別 の 法 人 無 料 職 業 紹 介 事 業 变 更 届 出 書

法人又は団体にあってはその名称及び代表者の氏名を記載

厚生労働大臣 殿

(ふりがな) ②申請・届出者 氏名

① 平成〇〇年〇〇月〇〇日
かぶしきがいしゃ ふくおかろうじゅきょく

株式会社福岡労働局

だいひょうとりまいやく すずき ○○印
代表者
代表取締役 鈴木 ○○印

1. 職業安定法第32条の4第3項の規定により下記のとおり再交付を申請します。
2. 職業安定法第33条第4項において準用する法第32条の4第3項の規定により下記のとおり再交付を申請します。
3. 職業安定法第32条の7第1項の規定により下記のとおり変更を届け出ます。
4. 職業安定法第33条第4項において準用する法第32条の7第1項の規定により下記のとおり変更を届け出ます。
5. 職業安定法第32条の7第4項の規定により下記のとおり変更届け出及び書換申請をします。
6. 職業安定法第32条第4項において準用する法第32条の7第4項の規定により下記のとおり変更届け出及び書換申請をします。
7. 職業安定法第33条第4項において準用する法第33条の3第2項において準用する第32条の12第1項の規定により、下記のとおり取扱職種の範囲等を定めたので届け出ます。
8. 職業安定法第33条の3第2項において準用する法第32条の7第1項の規定により下記のとおり変更を届け出ます。

記

③許可・届出番号	40-ユー〇〇〇〇〇〇〇〇	
(ふりがな) ④氏名又は名称	かぶしきがいしゃ ふくおかろうじゅきょく 株式会社福岡労働局	
(ふりがな) ⑤所在地	〒 812-0013	電話 092(434)9711
ふくおかげんふくおかはかたくはかたえきひが 福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号		
(ふりがな) ⑥事業所	かぶしきがいしゃ ふくおかろうじゅきょく はかたえいぎょうしょ 株式会社福岡労働局 博多営業所	
	ふくおかげんふくおかちゅうおうあかさか ○○ビル 福岡県福岡市中央区赤坂1-6-19 ○○ビル4階	
⑦変更事項	取扱職種及び取扱地域の変更	
⑧変更前	職種:一般事務の職業、介護サービスの職業、家政婦(夫)、マネキン 地域:福岡県、佐賀県、大分県、山口県	
⑨変更後		

変更後の取扱職種の範囲等は、第2面の⑩欄に記載

【取扱職種の範囲等の変更】

様式6号(第2面)

職種は、厚生労働省編職業分類を参考に中分類、小分類にて記載

求職受付手数料を徴収することができる、「芸能家」「家政婦(夫)」「配せん人」「調理士」「モデル」「マネキン」の6職種については職業分類の区分とは別に記載

⑩取扱職種の範囲等	職種: 一般事務の職業、事務機器操作の職業、商品販売の職業、 介護サービスの職業、家政婦(夫)、配せん人、マネキン 地域: 国内 地域は、「国内」または、「都道府県名」を記載	
⑪変更(廃止)年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	
⑫職業紹介責任者	氏名	住所
⑬変更(廃止)理由 再交付理由	事業拡大のため	
⑭備考	総務課長 橋本 □□ TEL: 092(〇〇〇)〇〇〇〇 ⑭備考欄には、担当者職、氏名及び連絡先を記載	

~~なお、代表者については、職業安定法第32条各号に掲げる欠格事由のいずれにも該当しないこと、職業紹介責任者については、未成年者に該当せず、かつ、同法第32条第1号から第3号までのいずれにも該当しないことを誓約します。~~

様式第6号（第3面）

第3面、第4面、第5面は記載要領なので、提出の必要はありません

記載要領

1 有料・無料職業紹介事業許可証再交付申請書の記載方法

(1) 有料職業紹介事業許可証の再交付を申請する場合には、表題中「・無料」、「職業紹介事業変更届出書」、「職業紹介事業変更届出書及び有料・無料職業紹介事業許可証書換申請書」、「有料・無料・特別の法人無料職業紹介事業取扱職種範囲等届出書」及び「特別の法人無料職業紹介事業変更届出書」を抹消し、並びに2以下の全文を抹消すること。

(2) 無料職業紹介事業許可証の再交付を申請する場合には、表題中「有料・」、「職業紹介事業変更届出書」、「職業紹介事業変更届出書及び有料・無料職業紹介事業許可証書換申請書」、「有料・無料・特別の法人無料職業紹介事業取扱職種範囲等届出書」及び「特別の法人無料職業紹介事業変更届出書」を抹消し、並びに1及び3以下の全文を抹消すること。

2 有料・無料職業紹介事業変更届出書の記載方法(14の場合を除く。)

(1) 有料の職業紹介事業に係る変更の届出をする場合には、表題中「・無料」、「職業紹介事業許可証再交付申請書」、「職業紹介事業変更届出書及び有料・無料職業紹介事業許可証書換申請書」、「有料・無料・特別の法人無料職業紹介事業取扱職種範囲等届出書」及び「特別の法人無料職業紹介事業変更届出書」を抹消し、並びに1、2及び4以下の全文を抹消すること。

(2) 無料の職業紹介事業に係る変更の届出をする場合には、表題中「有料・」、「職業紹介事業許可証再交付申請書」、「職業紹介事業変更届出書及び有料・無料職業紹介事業許可証書換申請書」、「有料・無料・特別の法人無料職業紹介事業取扱職種範囲等届出書」及び「特別の法人無料職業紹介事業変更届出書」を抹消し、並びに1から3及び5以下の全文を抹消すること。

3 有料・無料職業紹介事業変更届出書及び有料・無料職業紹介事業許可証書換申請書の記載方法

(1) 有料職業紹介事業に係る変更の届出をするとともに許可証の書換えを申請する場合には、表題中「・無料」、「職業紹介事業許可証再交付申請書」、「職業紹介事業変更届出書」、「・無料」、「有料・無料・特別の法人無料職業紹介事業取扱職種範囲等届出書」及び「特別の法人無料職業紹介事業変更届出書」を抹消し、並びに1から4及び6以下の全文を抹消すること。

(2) 無料職業紹介事業に係る変更の届出をするとともに許可証の書換えを申請する場合には、表題中「有料・」、「職業紹介事業許可証再交付申請書」、「職業紹介事業変更届出書」、「有料・」、「有料・無料・特別の法人無料職業紹介事業取扱職種範囲等届出書」及び「特別の法人無料職業紹介事業変更届出書」を抹消し、並びに1から5及び7以下の全文を抹消すること。

(3) 許可証の書換えを申請する場合は、⑥欄に変更する事項が該当する職業紹介事業を行う全ての事業所の名称及び所在地を記載することとし、⑦欄に変更する事項を記載すること。所定の欄に記載し得ないときは別紙に記載して添付すること。

様式第6号（第4面）

第3面、第4面、第5面は記載要領なので、提出の必要はありません

4 有料・無料・特別の法人無料職業紹介事業取扱職種範囲等届出書の記載方法

- (1) 有料職業紹介事業の取扱職種の範囲等を定め、届出をする場合には、表題中「有料・無料」、「職業紹介事業許可証再交付申請書」、「職業紹介事業変更届出書」、「職業紹介事業変更届出書及び有料・無料職業紹介事業許可証書換申請書」、「・無料・特別の法人無料」及び「特別の法人無料職業紹介事業変更届出書」を抹消し、並びに1から6まで及び8の全文並びに7の「第33条第4項において準用する・第33条の3第2項において準用する」を抹消すること。
- (2) 無料職業紹介事業の取扱職種の範囲等を定め、届出をする場合には、表題中「有料・無料」、「職業紹介事業許可証再交付申請書」、「職業紹介事業変更届出書」、「職業紹介事業変更届出書及び有料・無料職業紹介事業許可証書換申請書」、「有料・」、「・特別の法人無料」及び「特別の法人無料職業紹介事業変更届出書」を抹消し、並びに1から6まで及び8の全文並びに7の「・第33条の3第2項において準用する」を抹消すること。
- (3) 特別の法人無料職業紹介事業の取扱職種の範囲等を定め、届出をする場合には表題中「有料・無料」、「職業紹介事業許可証再交付申請書」、「職業紹介事業変更届出書」、「職業紹介事業変更届出書及び有料・無料職業紹介事業許可証書換申請書」、「有料・無料・」及び「特別の法人無料職業紹介事業変更届出書」を抹消し、並びに1から6まで及び8の全文並びに7の「第33条第4項において準用する・」を抹消すること。
- (4) ⑩欄には、職業紹介事業を行う事業所ごとに取扱職種の範囲等の内容を記載すること。記載し得ない場合は別紙に記載して添付すること。

(例) 職業

(イ) 事務的職業、会社・団体の役員、飲食物調理の職業、林業の職業など

(例) 地域

(ロ) 国内、大阪府、中部地方など

(例) その他

(ハ) 紹介予定派遣に関するもの、母子家庭の母等、中高年齢者、本校所定の課程を修了した者など

(ニ) 青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）第11条により公共職業安定所が求人不受理とすることができます求人者に該当する旨の自己申告があった求人者からの学校卒業見込者等であることを条件とした求人は取り扱わない。

- (5) 取扱職種の範囲等の変更については「取扱職種等の範囲等」の欄に変更後のものを記載することとし、変更前の取扱職種の範囲等を⑧変更前の欄にも記載すること。

新たに地域を指定する際は、『●●地方』は使用しないこと

様式第6号（第5面）

第3面、第4面、第5面は記載要領なので、提出の必要はありません

5 特別の法人無料職業紹介事業変更届出書の記載方法

- 特別の法人が無料職業紹介事業を行う事業所の新設を届け出て行う場合は、表題中「有料・無料」、「職業紹介事業許可証再交付申請書」、「職業紹介事業変更届出書」、「職業紹介事業変更届出書及び有料・無料職業紹介事業許可証書換申請書」及び「有料・無料・特別の法人無料・職業紹介事業取扱職種範囲等届出書」を抹消し、並びに1から7までの全文を抹消すること。
- 6 ①欄には、申請書又は届出書を管轄都道府県労働局に提出する年月日を記載すること。
- 7 ②欄には、申請者又は届出者の氏名（法人又は団体にあっては、その名称及び代表者の氏名）を記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。
- 8 ③欄には、許可・届出の際に付与された許可・届出番号を記載すること。
- 9 ④欄には、氏名（個人）又は名称（法人又は団体における名称）を記載すること。
- 10 ⑤欄には、事業所の所在地（法人にあっては主たる事務所の所在地）を記載すること。
- 11 ⑪欄には、変更（廃止）事項について、変更（廃止）した年月日を記載すること。
- 12 なお書きは、代表者又は職業紹介責任者の変更届出以外の場合は抹消すること。

また、代表者又は職業紹介責任者の変更届出においてそれぞれ変更のないものに係る部分について抹消すること。

- 13 ⑭備考欄には、担当者職、氏名及び連絡先を記載すること。

- 14 職業紹介を行う事業所の新設又は廃止の場合における職業紹介事業変更届出書における記載方法
新たに職業紹介事業を行う事業所の新設を届け出て行う場合、又は、職業紹介事業を行う事業所を廃止する場合は、⑦欄には事業所の「設置」又は「廃止」を記載することとし、該当する全ての事業所の名称及び所在地を⑥欄に記載すること。所定の欄に記載し得ないときは別紙に記載して添付すること。

⑪欄に事業を開始する（又は廃止した）年月日を記載すること。⑫欄には、職業紹介事業所を設置する場合について、該当する事業所における職業紹介責任者の氏名、住所を記載すること。⑬欄には、事業を廃止した理由を具体的に記載すること。